

労働安全衛生法に基づく特別教育（粉じん作業特別教育）受講報告書

実習工場班 佐藤 宏

1. はじめに

労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づく、労働安全衛生規則第 36 条第 29 号粉じん障害防止規則第 2 条第 1 項第 3 号の特定粉じん作業に係る業務の特別教育課程を、浜松労政会館にて受講しましたので報告します。

2. 特別教育の内容

- (1) 体に有害な粉じんの種類の知識
- (2) 粉じんによる疾病について
- (3) じん肺の健康管理について
- (4) 粉じんによる疾病の防止について
 - 粉じんの発生を抑える方法
 - 発生した粉じんを取り除く方法
 - 発生した粉じんを新鮮な外気で薄める方法
- (5) 粉じん作業の管理
 - 設備などの点検の仕方
- (6) 呼吸用保護具の種類と使用方法
- (7) 関係法令

4. 所感

じん肺は現時点では治療できない疾病であるため、作業者みずから防止をするための措置をとる事が大事であることを、改めて実感する講義内容であった。

新しく平成 17 年 2 月 17 日に防塵マスクに関する法令ができた事を知ることができ、現在使用している防塵マスクの規格について、もう一度点検する必要があると思われた。

粉じん対策として、教育・保護具・換気技術・散水、注水・密閉があり、さらに防塵マスクが最適に装着されているかをチェックするキットや局所排気装置の制御風速やフードの点検方法などを知ることができ、大変勉強になった。

作業環境の測定について法令では、「事業者が常時特定粉じん作業を行う屋内作業場については 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に空気中の粉じん濃度の測定を行うこと」とされているが、上記に対して実習工場が対象となるかは、衛生管理者に問い合わせる必要があると思われる。